

未来



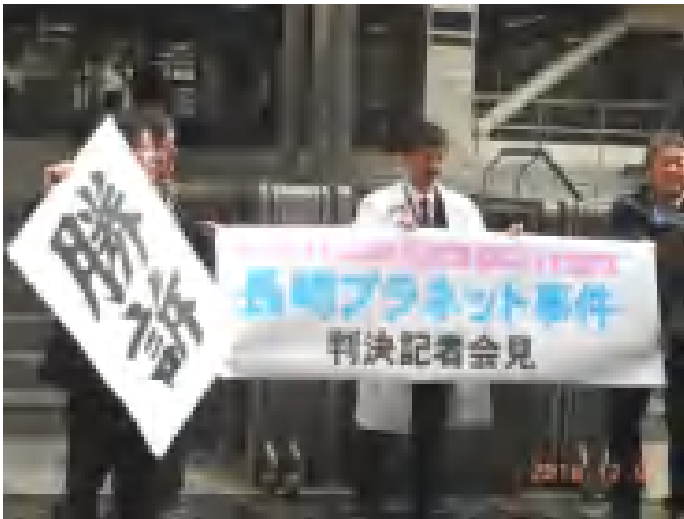
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 3913
18年12月11日(火)
Fax 095-828-1953

長崎のフラネット不当解雇、パワハラ 裁判で原告が完全勝訴。長崎地裁。

おはようございます。

長崎市内の広告会社「フラネット」とシーアールに勤務していたデザイナーのAさんが、会社・上司らのパワハラ、長時間労働、残業代未払いなどで精神疾患となり、労基署が労災と認定したら、不当にも解雇されました。

Aさんがこれを不当とし



て裁判に訴えました。すると会社はAさんの親族までいやがらせをします。パワハラの上にブラック会社です。

三年間の裁判をへて十二月七日、長崎地裁の土屋裁判長は、パワハラ、嫌がらせへの慰謝料、残業代と賃金の未払いの支払いなどで二千万円の支払い命令を出しました。不当解雇は、途中で会社が解雇を取り消した(表向きですが)ために、判決には命令は出さず、賃金の未払いとしています。

裁判の記者会見と報告集会で、中川弁護士は「勝利です」として、「普通こうした裁判での慰謝料は五十万円が多い方ですが、今回は二百五十万円を認めました。それだけひどいじめだ」と述べました。

原告のAさんと家族も挨拶で「提訴から三年。おおむね勝った。自分たちがしてきたことが間違っていたのだと思つた。皆様のご支援でこま

でやってこられた。この場を借りてお礼を申し上げます」と感謝の言葉を述べました。



判決では未払い賃金も含め総額二千万円以上となっています。しかし、会社の不当なパワハラで受けた心の傷は、勝利判決だけでは回復できません。原告が不当解雇された職場に復帰するためには、同じ職場で働く人の支援、あるいは周りの労働組合の支援などが大きな励みになって、働きながら、心の傷は少しずつ治っていくのです。

この裁判の注目度は高く、判決後の記者会見に十数人の報道が集まり、夕方のNHKテレビでも報道されました。記者の「この裁判の社会的意味は」という質問に原告や中川先生も「この判決を機に、パワハラ禁止

法つくりと、パワハラのない会社つくりの一步となれば」と語られました。

まだ裁判とたたかいは完全に終わっていません。会社の上司らは、自分たちがパワハラや不当な解雇をしたとは思っていませんし、反省などみじんも見せない。裁判所での証言態度でした。それだけに今後、原告が安心して働ける環境は保証されていないこととなります。今後とも郵政ユニオンは支援を続けていきます。

責任はどこにある

原因は何だ？



第三集配部 B
電器郵便配達遅延問題

12月3日(月) 集配部はB電器差出のゆうメール配達に追われた。この日は雨天の上、カレンダーポスターなど定型外郵便も多く翌日以降への計配指示があり、2日間配達した区が多かった。

ところが第三集配営業部の一部区域では、このB電器差出の郵便が、6日の配達にかかる事態が発生した。



この郵便は翌7日売り出しの宣伝物で、売り出しに合わせ一週間近く前に差し出されたものだった。当該区では近隣にB電器の店舗があった。多い区では定形外だけで1000通近くになったという。

会社の指示は「翌日売り出しの為、基本計配はなし」というものだったため、多くの不満の声が社員から上がった。

配達には17時30分をめぐりに、郵便が残っている場合は切手貼付を優先配達する指示が出た。結果200通弱の当該郵便が未配となり、売り出し前日までの配達とならなかった。

このような交付遅れにより過重な労働を強いられることは今回が初めてではありません。

支部はこの問題を重視し、原因の特定と改善を求め申し入れを行いました。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-御手洗, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-山口 ゆうちよ銀-上筋, 東-, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別!

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ!